

佐久市病院事業告示第1号

佐久市自転車等の放置防止に関する条例（令和4年12月20日条例第24号）第6条第2項の規定により自転車等を保管したので次のとおり告示する。

令和7年3月19日

佐久市病院事業管理者 青木 敬宏

記

- 1 自転車等の撤去日
- 2 自転車等の撤去場所
- 3 自転車等の型式
- 4 自転車等の車体の色

上記1から4までについては別添一覧表のとおり

- 5 保管期間

令和7年8月3日

- 6 返還を受ける方法

佐久市立国保浅間総合病院総務課施設係（電話0267-67-2295）へ連絡の上、保管場所において返還する。

- 7 保管期間経過後の自転車等の処分

佐久市自転車等の放置防止に関する条例第6条第5項の規定により、保管期間を経過後も返還がされなかった自転車等は病院が処分する。